

愛知県廃棄物処理計画

(平成29年度～33年度)



はじめに

愛知県は、一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化や資源化を推進するとともに、適正な処理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成29～33年度の5年間を計画年度とする新たな愛知県廃棄物処理計画を策定しました。この計画は、循環型社会の形成に向け、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3R(スリーアール)の促進や、適正処理と監視指導の徹底、廃棄物処理施設の整備、地域循環圈づくりの推進などに関する基本的な方向を定めています。



計画目標

本県の廃棄物処理の現状や、課題、国の基本方針の目標等を踏まえ、以下の減量化の目標を設定しました。

項目	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	平成26年度に対し、約6%削減する。	平成26年度に対し、増加を約3%に抑制する。
再生利用率	平成26年度の約22%から約23%に増加させる。	平成26年度の約70%から約74%に増加させる。
最終処分量	平成26年度に対し、約7%削減する。	平成26年度に対し、約7%削減する。
その他	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を500gとする。	—

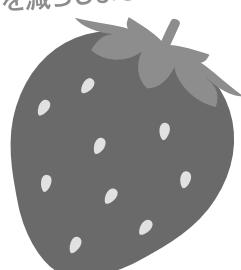
注：一人一日当たりの家庭系ごみ排出量とは、一般廃棄物の一年間の総排出量から、事業系ごみ及び集団回収量、生活系資源ごみを差し引いて、一人一日当たりに換算したものです。

一般廃棄物について 県民一人ひとりのごみ減量の意識を高め、エコアクションの実践を促すことが重要であるため、新たに「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量」を目標として設定しました。

- 目標値の500gは、切りが良く県民の方にも覚えてもらいやすい。
- 将来予測との乖離が40g程度であり、市町村と協力して暮らしの中で小さな工夫や改善を働きかけることで、目標の達成可能な水準である。

一人ひとりが毎日、
大きめのイチゴ1個分の
ごみを減らしましょう！

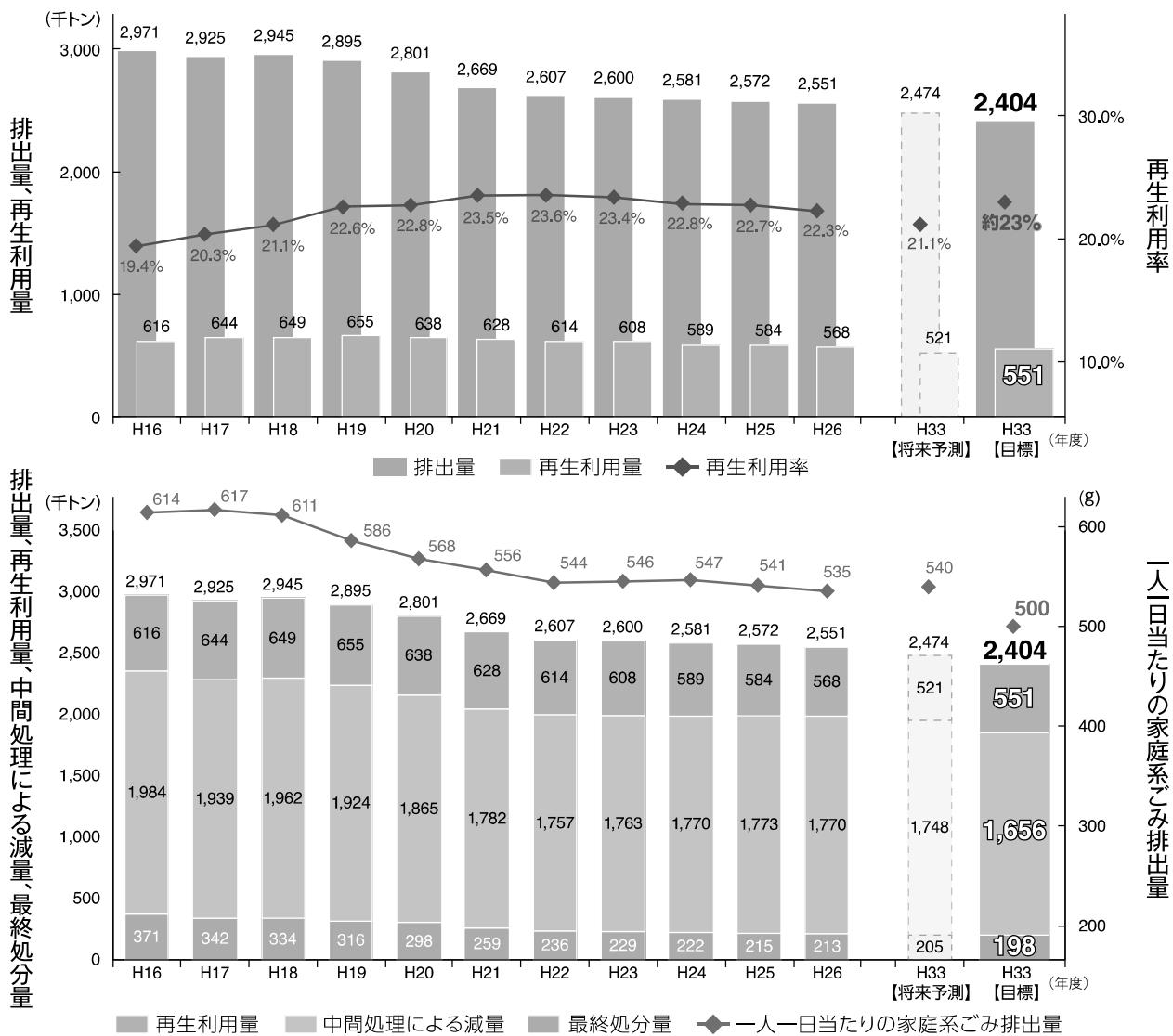
- ★ 40gは世帯食の一人一日当たりの食品口済量
(平成26年度食品口済統計調査(世帯調査)農林水産省)に相当します。
- ★ 40gの目安としては、新聞見開き2枚、大きめのイチゴ1個分に相当します。



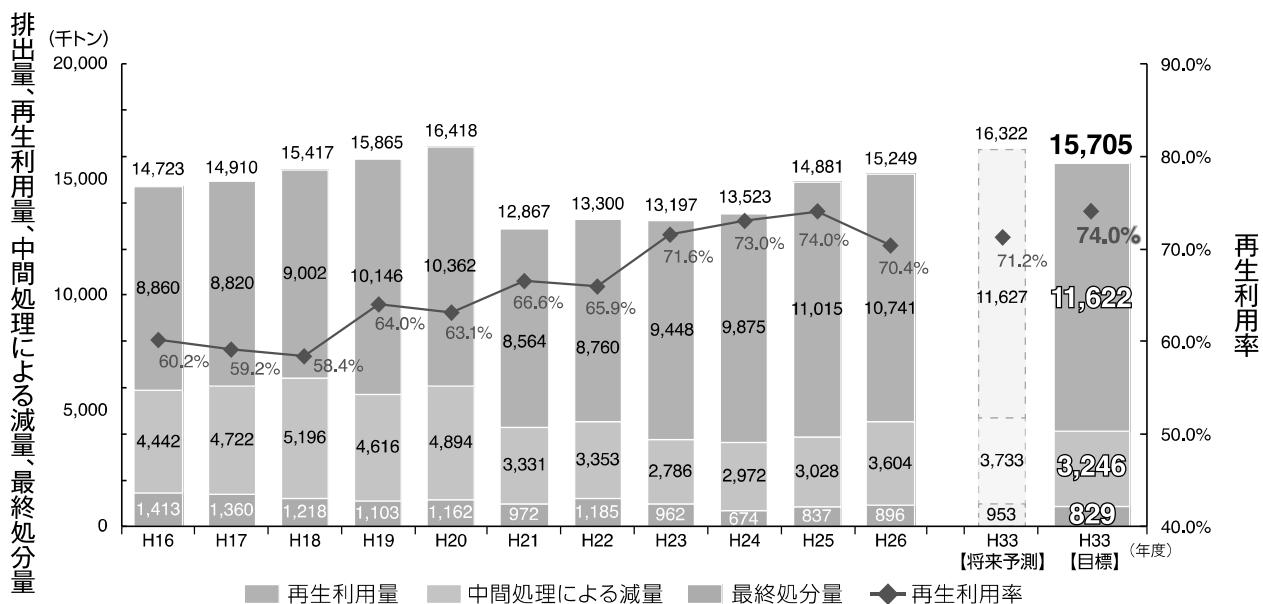


廃棄物の主な指標の推移と計画目標

● 一般廃棄物



● 産業廃棄物



施策の展開

本計画では、課題への対応や目標の達成に向け、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。

施策1 3Rの促進



- ▷ 県民等に、廃棄物の減量化や資源化を意識してもらい自主的な取組を促すこと
- ▷ 食品ロス削減に向けた取組を強化すること



- ▷ 分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組の促進
- ▷ 3Rの促進や適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図る県民の環境学習の促進
- ▷ 食品ロス削減の取組として、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」等を通じた、県民や事業者への啓発

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政、みんなで3Rに取り組みます



ごみゼロ社会推進あいち県民大会



施策2 適正処理と監視指導の徹底



- ▷ 不適正処理について、全体的には改善傾向が見られるものの根絶には至っていないこと
- ▷ 食品廃棄物の不適正処理事案を受けた排出事業者処理責任の周知徹底と行政による適正処理の監視指導体制を見直し、強化すること



- ▷ 排出事業者及び処理業者に対する適正処理と減量化の指導徹底
- ▷ 食品廃棄物の不適正処理事案を受けた再発防止対策(排出事業者向けリーフレットの作成、立入検査マニュアルの作成、立入検査体制の強化、マニフェスト制度の見直しなど国への働きかけ等)の実施
- ▷ ドローン等を用いた上空からの確認による、正確な実態の把握

監視体制を強化し、不適正処理の未然防止に取り組みます



立入検査の状況



ドローンを用いた上空からの確認



施策3 廃棄物処理施設の整備の促進



- ▷ 市町村が設置する廃棄物処理施設について、計画的かつ効率的な施設整備を支援すること
- ▷ 最終処分場を安定的に確保すること



- ▷ 循環型社会形成推進交付金等の活用などによる、施設設置者である市町村等の支援
- ▷ 広域的な最終処分場整備への支援・協力

地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設づくりを目指します



ごみ焼却施設



廃棄物最終処分場

施策4 非常災害時における処理体制の構築



- ▷ 大規模災害の発生に対する処理体制を整備すること
- ▷ 関係者の合意を図りつつ広域的かつ効率的な協力体制を整えること
- ▷ 市町村災害廃棄物処理計画が策定されるよう技術的な支援を行うこと



- ▷ 県内市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制の整備
- ▷ 市町村が設置する処理施設の整備・防災対策の推進
- ▷ 市町村災害廃棄物処理計画の策定に係る研修の実施や情報提供等の技術的支援

非常災害時における廃棄物を迅速かつ適正に処理します



市町村災害廃棄物処理研修会



災害ごみのイメージ

施策5 地域循環圏づくりの推進

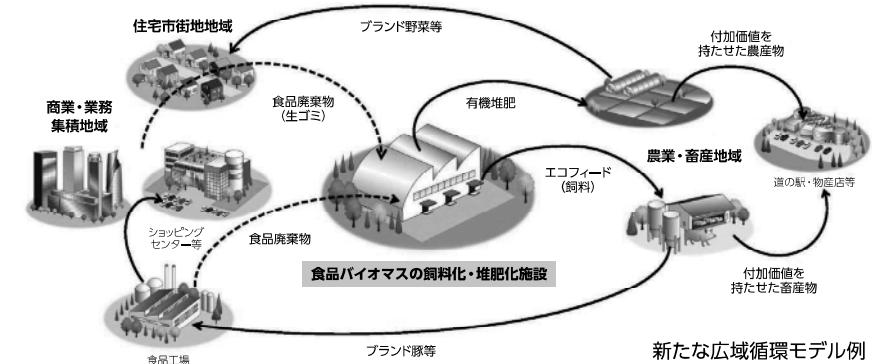


- ▷ 未利用資源・エネルギーを活用し、資源循環の取組を進め、地域内での重層的な循環の環を構築すること
- ▷ これまでの循環ビジネスの振興に向けた支援により、生み出されてきた優れた技術、取組を、県内各地に広く普及・展開すること



- ▷ 「あいち地域循環圏形成プラン」の推進
- ▷ 先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討やリサイクル施設等の整備に対する補助
- ▷ 循環型社会の形成を担う人材育成や情報発信の強化

あいちの産業、文化、人材など地域資源を生かし、地域循環圏づくりを進めます





廃棄物処理計画の推進

県民、事業者、行政等の関係者が、適切な役割分担のもと
相互の連携体制の強化に資する取組に努め、計画を円滑に進めます。

各主体に期待する主な具体的行動の事例

県民

- 買い物時のマイバッグ持参、詰め替え商品、はかり売り、簡易包装など、廃棄物の減量につながる商品の選択
- 食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りなど、ごみの減量化
- 外食時の適量注文、食べ残し削減など、食品ロスの削減に繋がる行動
- 市町村が定めるごみの排出ルールに基づく分別の徹底

排出事業者

- 廃棄物を廃棄物処理業者に委託するときには、処理状況の確認や適正な対価の負担、マニフェストの交付など、排出者としての責任の履行
- 自ら排出する廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用
- 自社製造製品廃棄時の自主的回収・循環的利用
- 製品の長寿命化・省資源化への配慮、リサイクルが容易な商品の開発
- 食品関連業者における食品ロスの削減と、廃棄食品が転売困難となるような適切な措置

廃棄物処理業者

- 地域環境等に配慮した廃棄物処理施設の設置や運営
- 処理量等の処理状況に関する情報の積極的な公表
- リサイクル産業への積極的進出、リサイクル技術の開発
- 非常災害時における、県や市町村からの要請に応じた廃棄物処理への協力
- 優良産業廃棄物処理業者認定制度を活用した、優良認定の取得

市町村

- 一般廃棄物の処理責任者としての一般廃棄物の適正な循環利用、適正な中間処理、最終処分の確保
- 住民による自主的な3Rの取組を促す普及啓発や情報提供、環境学習の実施
- 各種リサイクル法に基づく回収体制の構築や住民への周知徹底
- ごみ発電や廃棄物系バイオマスの利活用の促進
- 市町村災害廃棄物処理計画の作成と協力支援体制の構築

県

- 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等の促進と処理体制の確保など、廃棄物に関する施策を総合的に推進
- 各主体の取組に対する支援や適正処理の確保など、循環型社会の形成に向けた各種施策の展開
- 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」等を活用した食品ロス削減に向けた取組の実施
- 災害廃棄物処理に関する、技術的支援及び関係機関との広域的な連携体制の整備

愛知県環境部資源循環推進課

住所／〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話／052-954-6232 FAX／052-953-7776
E-mail／junkan@pref.aichi.lg.jp URL／<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>

